各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　　御 中

← 厚生労働省　老健局老人保健課

# 介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

令和８年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援について

計３枚（本紙を除く）

Vol.１４９７

令和８年４月２８日

厚生労働省老健局老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内線３９４４、３９４５）
FAX：03-3595-4010

事　務　連　絡
令和８年４月 28 日

都道府県介護保険担当課（室）
各　市町村介護保険担当課（室）　御中
介　護　保　険　関　係　団　体

厚生労働省老健局老人保健課

令和８年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援について

介護保険行政の円滑な実施につきまして、日頃からご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援については、令和７年度において、介護事業所及び医療機関における介護情報基盤の導入に係る費用の助成を行ったところです。

今般、下記のとおり、令和８年度における介護事業所及び医療機関に対する助成金の申請受付が開始される予定ですので、お知らせします。都道府県及び市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）におかれましては、内容についてご了知の上、添付の資材等を活用し、貴管内の介護事業所及び医療機関に対して周知をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内の広域連合及び関係する一部事務組合に対しての周知もお願いいたします。

介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

**１．介護情報基盤活用のための助成金申請受付期間について**

○　令和８年度における助成金の申請受付期間は、**令和８年５月７日（木）から令和９年３月 12 日（金）（予定）まで**となります（※）。介護情報基盤ポータル経由で申請を受け付けるため、詳細については「介護情報基盤ポータル」をご確認ください。

※令和８年４月１日以降に実施された事業が助成の対象となります。

（参考）　介護情報基盤ポータル　kaigo-kiban-portal.jp

○　なお、支援策の内容については、別添１をご参照ください。

**２．お問い合わせについて**

○　介護事業所及び医療機関への支援を含め、介護情報基盤に関するお問い合わせがございましたら、「介護情報基盤ポータル」内のお問い合わせフォームからご連絡ください。

【送付物一覧】

・別添１：令和８年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）
・別添２：介護情報基盤の活用のための助成金申請開始のお知らせ

# 令和８年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

別添1

## 介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

### １．助成対象経費

①カードリーダーの購入経費　　②介護情報基盤との接続サポート等経費（注１）（注２）

（注１）　介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要となる端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

（注２）　導入支援事業者から、介護情報基盤の接続サポートとケアプランデータ連携システムの接続サポートに必要な支援を一体的に受ける場合、その費用も助成の対象となります。

### ２．助成限度額等

| １．対象（介護サービス種別） | ２．カードリーダーの助成限度台数 | ３．助成限度額（①②を合算した限度額） |
|---|---|---|
| **訪問・通所・短期滞在系** | ３台まで | 助成限度額は6.4万円まで |
| **居住・入所系** | ２台まで | 助成限度額は5.5万円まで |
| **その他** | １台まで | 助成限度額は4.2万円まで |

※　①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

## 医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

### １．助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※　保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

### ２．助成限度額等

| １．対象 | ２．補助率 | ３．助成限度額 |
|---|---|---|
| **200床以上の病院** | １／２ | 助成限度額は55万円まで |
| **199床以下の病院または診療所** | ３／４ | 助成限度額は39.8万円まで |

## 申請・補助方法

国民健康保険中央会の介護情報基盤ポータル経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。
令和８年度の申請受付期間は、令和８年５月７日（木）から令和９年３月12日（金）（予定）までとなっています。

# 助成金の手続きも、ご相談も
# 介護情報基盤ポータルで

**介護に関わる情報を集約し、ひとつにつなげる仕組み、介護情報基盤。**
**その活用をサポートする「介護情報基盤ポータル」を公開中です。**
**各種申請や最新情報の確認、お問い合わせまで**
**ポータル上でまとめて行うことができます。**

## ＼ 助成金の手続きもご相談も、ここですぐ！ ／

## 助成金のご案内

介護事業所や医療機関には、導入に関する助成金をご用意しております。
申請は「介護情報基盤ポータル」の「各種申請」から行えます。
助成限度額や申請期間等、詳しくはポータルサイトをご確認ください。

### 介護事業所・医療機関
（介護サービス提供医療機関）

- カードリーダーの購入経費
- 介護情報基盤との接続サポート等経費

ケアプランデータ連携システムもあわせて導入できます！

### 医療機関
（主治医意見書作成医療機関）

- 主治医意見書の電子的送信機能の追加経費

**申請期間：令和8年5月7日(木)～令和9年3月12日(金)【予定】**
予算には限りがありますので、ぜひ早めの申請をご検討ください！

**お手続きで不明な点がありましたら、**
**「介護情報基盤ポータル」の「お問い合わせ」よりご連絡ください。**
**チャット・お問い合わせフォーム・電話でのご案内を用意しております。**